

公 告

「鹿島市人事給与システム及び庶務事務システム構築・保守業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

鹿島市長 松尾 勝利



1 業務の概要

(1) 業務名

鹿島市人事給与システム及び庶務事務システム構築・保守業務

(2) 業務内容

別紙「鹿島市人事給与システム及び庶務事務システム構築・保守業務委託仕様書」のとおりにする。

(3) 構築にかかる履行期間

人事給与システム 確認書締結日から令和7年1月24日（予定）

庶務事務システム 確認書締結日から令和7年3月25日（予定）

(4) システム運用期間

人事給与システム 令和7年2月1日から令和12年1月31日を想定

庶務事務システム 令和7年4月1日から令和12年3月31日を想定

2 参加資格に関する事項

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 本業務を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 契約締結までの間に、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」その他の国、地方自治体の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (5) 納付すべき国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 鹿島市暴力団排除条例（平成24年鹿島市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (7) 過去10年以内に、九州管内の地方自治体において今回と同様のシステム構築・保守の実績があり、現在も安定稼働中であること。
- (8) 情報セキュリティマネジメント（ISMS）またはプライバシーマークの認定を受けて

おり、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

### 3 参加手続き

#### (1) 実施要領等の配布

配布開始日	令和6年4月1日（月）から
入手方法	鹿島市ホームページからダウンロードするものとする。

#### (2) 質問表の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおりすべて質問表（様式2）を提出するものとする。

受付期間	令和6年4月5日（金）17時まで
提出方法	電子メールにより、下記メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス soumuka@city.saga-kashima.lg.jp

#### (3) 参加申込書等の受付

受付期間	令和6年4月10日（水）から令和6年4月15日（月）17時まで
提出先	鹿島市役所 総務課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

#### (4) 企画提案書の提出

提出期限	令和6年4月24日（水）17時まで
提出先	鹿島市役所 総務課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

#### (5) 見積書の提出

提出期限	令和6年5月10日（金）審査会時
------	------------------

### 4. 選定方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。最高得点者が複数いる場合は、審査会委員の合議により優先交渉権者を選定する。

#### 【審査（プレゼンテーション）の実施】

実施日 令和6年5月10日（金）を予定

## 5 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、優先交渉権者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

## 6 契約方法

- (1) 選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に確認書を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) システム構築に係る機器の導入費用等はリース契約とし、鹿島市、鹿島市の指定するリース業者及び受託する落札業者との三者間で契約を締結することとする。

また、保守業務については、長期継続契約となるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算の減額又は削減があった場合、当該契約を変更し、又は解除する場合がある。その場合において受託者に損害を生じたときは、市は受託者に対して損害賠償の責を負うものとし、賠償額は市と受託者が協議して定める。

## 7 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領によります。
- (2) 参加報酬は無報酬とします。